

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日は、  
日か、  
の翌日）

第4971号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

1 昭和53年7月28日 金曜日

## 目次

- ◇ 告 示 保険医の登録（二件）  
保安林予定森林  
解除予定の保安林（三件）  
土地改良区の役員の退任  
建築基準法による道路の位置の指定
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合の昭和五十三年度事業計画及び予算の要旨

## 告 示

### 鳥取県告示第六百五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政

令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
梶 井 英 治	鳥医第二、二七九号	昭和五十三年七月七日
渡 辺 賢 司	鳥医第二、二八〇号	"

### 鳥取県告示第六百五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
津 下 宏	鳥医第二、二八一号	昭和五十三年七月十日

### 鳥取県告示第六百五十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和

二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字鷲峯字会下谷九六の一から九六の三まで、九六の五、九六の一五、九六の四五、九六の四六、字這谷五八四から五八六まで、五九一、五九四、五九五、五九六の二、五九八から六〇〇まで、六〇二の一〇、六〇二の一二、六〇二の二三、六〇二の一五、字大谷一六八五の七、一六八五の八、一六八五の一〇から一六八五の一二まで、一六八五の二八、一六八五の一、一六八六、一六八七、字猪谷一六九〇、一六九二の一から一六九二の三まで、一六九二の五、字大畷口一七一二の一、一七一四、一七一六の一、一七一六の二、一七一七、字森谷大畷若林一七四四の一から一七四四の八八まで、字向山狼谷一七四九の三〇、一七四九の三一、大字河内字下南谷三九四八の五、三九四九の一から三九四九の一〇まで、字上南谷三九五九から三九六一まで、字狼谷上平三九八〇の一、三九八〇の二、三九八一から三九八三まで、三九九〇、三九九一、三九九三、三九九四の一、三九九四の二、字外尾谷上平四〇〇〇の一から四〇〇〇の五まで、四〇〇一、字釜ノ谷四〇一七の二、四〇一七の五から四〇一七の七まで、四〇一七の一〇、四〇一八、四〇一九の一、四〇一九の二、四〇二〇、字菅臺四〇二五の一から四〇二五の五まで、四〇二八、四〇二九、字尾山四〇六二、四〇六四、四〇六五、四〇六八の一、四〇六九、四〇七一の一、四〇七一の四

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

倉吉市菅原字呑水二二六の二、二二七から二三〇まで

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(三) 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字小別所字馬込東平五七〇の一、字台後谷五七一、

字谷奥上平五七二から五七四まで、字松ザコ五八三、五八四の一、五八五、五八六の一、字人谷五九三から五九五まで、字西山六七〇の一から六七〇の八まで、大字未用字谷奥南平二三二六、二三二七、二三二八の一、字谷奥左谷二三二九、二三三一、字谷奥右谷二三三二、二三三六、二三三八、字北谷奥口二三三四、大字河内字下タ湖衛見一三五〇の一、一三五〇の二、字清水板山二〇二の一、二〇二の三、二〇二の五、二〇二の七、字火打岩谷口二一六の六、二一七八、二一九の一、二一九の二、二二二〇、二二二二の一、二二二四、二二二七、字坂ノ谷平二九六〇から二九六四まで、二九六六、字龍盤魚山二九八七の二から二九八七の五まで、二九八七の七、二九八七の一〇から二九八七の一二まで、二九九六、字煙ヶ谷三五六三の三〇、字上河原三八二四の一、三八二五、字下南谷三九四八の一から三九四八の三まで、三九四七、三九五二、字小谷山四〇四七の一、四〇四七の二、字尾山四〇七六、四〇七七の一から四〇七七の三まで、四〇七九、四〇八〇、字数谷四一六三の七、字谷中東平四二七一の一、四二七一の二、四二七一の四から四二七一の一〇まで、四二七一の一三、四二七一の七の一三、字イモリ山ヨリ猪子谷四二七八の二、四二七八の三、字谷中西平四二八〇の二から四二八〇の七まで、字林ノ谷四二八四の一から四二八四の五まで、四二八四の一〇から四二八四の一二まで、字小芋平四三六〇の一、字鋤畑四三七五の一、四三七五の二、字宮坂四三九七、字妙見谷上四四〇二から四四〇四まで、四四〇七、四四〇八の一、字妙見谷四四一三の一、四四一三の四、四四一三の五、四四一三の七、四四一三の一一、四四一三の一二、四四一三の三四、字上河原西平四四一七の二、字寺所頭四四一八、字小岐四四二〇の一、四四

二〇の二、四四二二、四四二三の一、四四二三の二、四四二四、四四二五、四四二七、四四二八、四四三六、四四三七、字菅原頭四四三八の一、四四三八の二、字メダチ四四三九から四四四一まで、四四四二の二から四四四二の七まで、四四四三、四四四五の一から四四四五の三まで

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課並びに一及び三については鹿野町役場、二については倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字荒舟字登尾口五五二の一、五五三の一、五五三の二  
(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、五五三の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字空大平ル九〇〇の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ジャヤ谷ヨリウエ山マデー〇三七の一、一〇三七の二(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、一〇三七の

三

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

北条砂丘土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 引田信男 東伯郡北条町大字江北五五一

昭和五十三年六月二十二日死亡により退任

鳥取県告示第六百五十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十三年七月二十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十三年七月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 倉吉市越中町 一五六七番地八 山陰総合開発株式会社 代表取締役社長 安藤源治	道路の位置の指定場所 東伯郡関金町大字安歩字 上河原四九八一の一の部並 びに四九八一地先農道及 び水路並びに同町大字大鳥 居字八王子前五〇一五の 一部	道路の幅員及び延長 幅員 六・六〇〇 一一・二三メートル 延長 一〇四・一七 メートル
--	---	---

雑報

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和53年度事業計画及び予算の要旨を公告する。

昭和53年7月28日

地方職員共済組合理事長 斎藤正夫

昭和53年度事業計画及び予算の要旨

1 組合に属する地方公共団体の数

区分	数
道府県	47
一部事務組合	19
地方開発事業団	5
計	71

2 組合員数、給料(俸給)月額及び被扶養者数(年度末見込)

(単位:人・千円)

組合員の種類	一般	知事	短期	船員一般	任意継続	職員団体	組合職員	計
組合員数	369,541	46	3	1,387	2,902	328	2,391	376,598
給料(俸給)月額	70,872,652	16,560	1,080	272,316	470,166	54,791	291,448	71,979,013
同上組合員1人当りの額	—	—	—	—	—	—	—	191
被扶養者数	629,478	72	10	3,409	3,257	770	1,680	638,676
同上組合員1人当り	—	—	—	—	—	—	—	1.7

3 組合職員の数(年度末見込)

(単位:人)

経理単位	業務	保健	医療	宿泊	貯金	付貸	物資	計
人	196	45	154	1,563	49	108	276	2,391

4 短期経理、長期経理及び保健経理における負担金率及び掛金率

(千分率)

区分	負担金率		掛金率	
	短期	長期	短期	長期
一般組合員	45.25	65.0	45.25	47.0
知事組合員	45.25	78.0	45.25	56.5
短期組合員	45.25	—	45.25	—
船員一般組合員	68.25	65.0	33.25	47.0
船員継続組合員	45.25	65.0	45.25	47.0
任意継続組合員	—	—	90.5	—

## 5 経理単位の概況

## (1) 短期経理

昭和53年6月分より、負担金率及び掛金率をそれぞれ1,000分の4、65つつ引上げることとした。

その結果、本年度の収支見込状況は、当期利益金8億1,300万円と見込まれるが累積赤字の一部解消にあてる予定である。

## (2) 長期経理

年度末資産総額は、前年度より854億3,200万円増加し、6,908億5,000万円となる見込みである。

その構成割合は、預貯金、資金運用部に対する預託金及び有価証券等(1号資産)39.0%(2,695億7,600万円)、不動産または組合の行う事業のうち不動産の取得を目的とする貸付金(2号資産)13.0%(897億8,000万円)、不動産の取得以外の組合の行う事業に対する貸付金(3号資産)48.0%(3,314億9,400万円)となる見込みである。

## (3) 保健経理

保健事業として施設経営(海の家・山の家)に3,000万円、健康管理(人間ドック、健康診断、予防接種、成人病検診、医薬品配布等)に10億2,200万円、レクリエーション(運動会、各種スポーツ大会、各種行事、各種レクリエーション補助、各クラブ助成、運動用品配布等)に10億1,800万円、その他の事業(健康者表彰、永年勤続者表彰、長期療養者慰問等)に1億2,700万円、総額21億9,700万円の事業を行う予定である。

## (4) 医療経理

24支部において実施しており、組合員のための医療施設として病院

1、診療所22、結核病棟1を経営しており、患者収入等の収入総額は12億8,800万円となる見込みである。

## (5) 宿泊経理

宿泊所、保養所施設として経営するものは、年度内開設するもの3施設また閉鎖するもの3施設であり、年度末において80施設となる予定であり、施設収入等の収入総額は135億300万円となる見込みである。

## (6) 貯金経理

15支部において実施しており、本年度末貯金総額は592億500万円であり、11万8,000件となる見込みである。

## (7) 貸付経理

本年度末組合員貸付金総額は、3,344億6,100万円であり、20万6,000件となる見込みであり、うち住宅貸付金は8,226億5,700万円であり、15万8,000件である。

なお、貸付限度額の引上げ(住宅貸付で特例支部(東京都外8府県支部)の組合員700万円、住宅災害新規貸付のうち長期勤続組合員及び特例支部の組合員700万円、住宅災害再貸付のうち長期勤続組合員及び特例支部の組合員800万円、医療給付100万円、入学貸付のうち大学進学の場合100万円)を図ることとした。

## (8) 物資経理

10支部において実施しており、事業種目は物品販売、物資購入幹旋、食堂及び理容等であり、商品売上等の収入総額は96億7000万円となる見込みである。

## 昭和53年度各経理単位別収支見込み状況

(単位：百万円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	医 療	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)									
負 担 金 ・ 掛 金	75,648	157,984	909	2,653					
施設収入・患者収入・商品売上				240	1,218	12,133			9,505
他 経 理 より 繰 入 金			248		49	801	1	4	76
利 息 ・ そ の 他 収 入	227	36,488	89	684	21	569	4,292	17,816	89
前年度繰越支払準備金	10,263	211							
前年度繰越責任準備金		604,450							
計	86,138	799,133	1,246	3,577	1,288	13,503	4,293	17,820	9,670
(支 出)									
給 付 金	73,136	109,024							
役 職 員 給 与			715	145	572	3,965	146	319	757
薬品・医療材料・飲食材料費				5	366	3,071			327
商 品 仕 入						315			8,075
支 払 利 息					2	895	4,001	16,720	19
他 経 理 へ 繰 入 金		102		1,078					
そ の 他 の 支 出		42	559	2,446	336	4,955	67	781	471
次年度繰越支払準備金	12,189	216							
次年度繰越責任準備金		689,749							
計	85,325	799,133	1,274	3,674	1,276	13,201	4,214	17,820	9,649
差引当期利益金	813	0	△ 28	△ 97	12	302	79	0	21
年度末支払準備金	12,189	216							
年度末責任準備金		689,749							
年度末積立金			163	708	222	2,817	1,030		135
年度末剰余金	△ 3,225		193	462	159				233

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】